

折り畳み電動カート使用条件・注意事項

折り畳むことでマイカーや「探勝バス」(立山駅-称名滝区間を走るバス)に乗せて持ち運びができる折り畳み電動カートのレンタル実証実験を行います。

※2021年・2022年実施内容と受付場所等異なる部分がありますのでご注意ください。

ご予約の前に以下の内容をご一読お願いいたします。

受付・返却場所	(一社)立山町観光協会 立山観光案内所(立山駅前) 〒930-1406 立山町芦峯寺(locomotion coffee&bed 内) お車でお越しの方は、立山駅周辺の無料駐車場をご利用ください。
利用時間	利用は2部制となります。 1部 9:00~12:00 2部 12:30~15:30
利用料金	120分 3,000円 デポジット 1,000円(返却後、返金いたします) 連絡なしに返却時間超過した場合、超過1時間毎 2,000円 受付時現金でお支払いください。 キャンセル料はかかりませんが、お早めにご連絡お願いします。(当日キャンセル連絡先:090-8096-5469)
予約	予約制(下記の方法で事前予約をお願いいたします。) ・(一社)立山町観光協会 HP 予約申し込みページ ・電話(076-462-1001) ※電話受付時間 月~金 8:30~17:15 土・日・祝 9:00~15:00 尚、当日空きがある場合のみ現地申込可となります。
利用条件	① 時間内に返却できる方 ② 安全面から必ず同行者(お付き添い)の方と一緒に利用できる方 ③ 折り畳み電動カートの持ち運び・展開を利用者または同行者が自力で行える方 ④ 受付の際に顔写真付きの身分証(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)を掲示できる方 ⑤ 12歳以下の場合、保護者が同伴できる方 ⑥ 当協会が定める、折り畳み電動カートレンタル利用規約に同意していただける方
注意事項	紅葉シーズンに入り立山駅周辺や称名滝周辺駐車場が混雑する場合がありますので、受付・返却時間に間に合うよう余裕を持ってご移動いただきますようお願いいたします。

傷害保険(交通乗用具搭乗中のみ補償)について

保険の種類	保険金額
死亡保険金(後遺障害保険金)	10,000 千円
入院保険金(手術保険金)	5,000 円
通院保険金	3,000 円

*詳細は以下の通りです

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	$\boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額の全額}}$ ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	$\boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{約款所定の保険金支払割合(4\%~100\%)}}$ ※保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数}}$ ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中※1に受けた手術 $\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{10}$ ②上記①以外の手術 $\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{5}$ ※1事故につき、1回の手術に限り。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとして扱います。
通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 ※治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのもは、通院に含みません。	$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ ※1事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※2通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。

(注1)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注2)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。